

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、前回計画で基本理念を“地域で築く つながり 支えあうまち へきなん”とし、様々な地域福祉に関する施策を推進してきました。計画期間中には、地域福祉推進会議が各地区で開催され、新たな活動も生まれつつあります。一方で、市民の地域や福祉への意識・関心については希薄な状況もみられます。地域で顔の見える関係性ができていることはうかがえるため、今後はより多くの市民が地域のことを自分ごととして考え、支え合える地域をつくっていくことが求められます。また、支援を求める人が増加し、地域の課題が多様化・複雑化する中、行政や社協、事業所、市民が協力し適切な支援につなげられるような体制をつくることも大切です。

本計画でも、地域での活動や啓発などを地道に行い、地域住民の理解のもとで地域福祉を推進するため、前回計画の理念を引き継ぎ、次の通り基本理念を設定します。

基本理念

地域で築く つながり 支えあうまち へきなん

2 基本目標

基本理念のもと、地域福祉を推進するため、3つの基本目標を掲げました。

基本目標 1

福祉の意識の醸成と担い手の確保・育成

地域福祉を推進していくには、住民一人ひとりが身近な地域や福祉について意識を高め、より多くの住民が地域福祉に関わることが大切です。多様な方法で、地域福祉に関する住民の関心を醸成する働きかけや、地域福祉に携わる人材の確保・育成や活動の支援を進めます。

基本目標 2

地域の支え合いの仕組みづくり

支え合う地域づくりを進めるには、地域の住民同士が交流する中で顔の見える関係をつくり、地域の課題を地域で解決できるような仕組みを構築していくことが求められます。イベント・行事や地域の拠点などを活用し様々な世代の交流を促進するとともに、町内会をはじめとした地域活動の活性化を図ります。また、分野や所属を超えて様々な機関や団体がつながることで、地域のネットワークの構築を図ります。

基本目標 3

安心・安全に暮らせる地域づくり

誰もが安心して地域で暮らしていくには、あらゆる困りごとや悩みを相談できる場があることや、困りごとの解決につながる支援を受けられることが必要です。行政や社協、事業所等様々な機関が連携し、相談支援体制の充実や多様な支援・サービスの提供を図ります。

また、地域で暮らしていくために必要な住居や移動手段の確保、市民の人権を守る権利擁護の取り組み、本市でも関心が高い防災対策及び防犯や見守りについても施策を推進します。

3 施策の体系及び重点施策

以下の施策の体系に基づき、第4章の基本計画を展開します。

また、3つの基本目標を目指していくため、第2章の〔6 課題の整理〕で考察した結果に基づき、**重点**とマークした方向性について重点的に取り組んでいきます。

基本目標	方向性
1 福祉の意識の醸成と担い手の確保・育成	1 福祉教育の推進と市民の福祉意識の向上 重点
	2 地域福祉の担い手の確保・育成
	3 ボランティア活動の促進・支援
2 地域の支え合いの仕組みづくり	1 地域の関わり合いや交流の促進・居場所づくり 重点
	2 地域活動の支援
	3 多様な分野・組織の連携・協働の促進
3 安心・安全に暮らせる地域づくり	1 相談支援体制の強化 重点
	2 多様なサービスの充実と情報提供
	3 誰もが住みやすい環境づくり
	4 権利擁護の推進
	5 地域ぐるみの防災対策の充実
	6 地域の見守り・防犯活動の推進